

令和6年度第2回東久留米市子ども・子育て会議
会議録（全文筆記）

開催日時

令和6年7月24日（水） 午後7時00分～午後8時30分

開催場所

東久留米市役所701会議室

出席者の氏名

- (1) 委員 斎藤利之委員 小野寺桃子委員 蒔田春香委員 沢西欣哉委員 橋本脩委員 坪田のりこ委員 田中明美委員 池邊照彦委員 鹿島洋子委員 大山裕美委員 森山健史委員
- (2) 事務局 子ども家庭部長、子育て支援課長、児童青少年課長、こども家庭センター長、保育・幼稚園係長、施設給付係長、子育て支援課主査、児童青少年係長、こども政策係長、母子支援係長、こども家庭センター主査 福祉保健部健康課主査
- (3) オブザーバー（コンサルティング） 株式会社創建

欠席者の氏名 波田桃子委員

傍聴者 0名

会議の議題

1. 開会
2. 事業計画の進捗状況及び点検・評価について
3. 「提供区域の設定と量の見込みと実績の比較一覧と補正の考え方」について
4. その他検討事項について
5. 閉会

1. 開会

・会長

本日は大変お忙しいところ、お集まりいただきましてありがとうございます。それでは定刻となりましたので、ただいまより令和6年度第2回東久留米市子ども・子育て会議を開催いたします。

本日は〇〇委員からご欠席の旨、また〇〇委員から遅刻のご連絡をいただいております。

委員の半数以上が出席されておりますので、本会議は成立しております。それでは事務局より、本会議での議題内容等について、ご説明をお願いいたします。

・事務局

それでは、私から本会議での議題内容等に関しまして、ご説明させていただきます。

お手元に配付させていただいております次第のとおり、2. 事業計画の進捗状況及び点検・評価について、3. 「提供区域の設定と量の見込みと実績の比較一覧と補正の考え方」について、4. その他検討事項についてでございます。

なお本会議は議事録作成のため、会議の内容を録音させていただいておりますので、ご承知おきください。

・会長

ありがとうございます。それではこれから会議の本論に入りたいと思います。事務局に確認いたします。本日傍聴希望の方はいらっしゃいますか。

・事務局

いらっしゃいません。

・会長

ありがとうございます。それでは、事務局の方から配付資料の確認をお願いいたします。

・事務局

配付資料について確認させていただきます。事前に配付させていただきました資料は、2点でございます。

資料1-1 東久留米市子ども・子育て支援事業計画 令和5年度進捗状況 点検・評価結果

資料1-2 地域子ども・子育て支援事業（13事業）の説明

でございます。本日、机上に配付させていただいた資料は2点でございます。

資料2 子ども・子育て支援事業の状況比較一覧

資料3 第三期子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」

配付資料の確認につきましては、以上でございます。

・会長

ありがとうございます。資料1-1と1-2は事前配付でお送りさせていただいておりますが、本日お手元がない方がいらっしゃいましたら、予備がございますので挙手をしていただけますか。ありがとうございます。

本日の会議終了予定時刻は午後9時となっております。もとより慎重審査を妨げるものではございませんが、皆様におかれましてはこの点を踏まえて、円滑な議事進行をよろしくお願いいたします。

それでは次に、次第2 事業計画の進捗状況及び点検・評価についてでございます。事前

に送付されました、子ども・子育て支援事業計画点検・評価シートのそれぞれの事業のシートについて、各事業担当者から説明をいただきますので、かなりの時間を要するかと思いますが、数字に表れているものの背景も含めて、丁寧にご説明をいただく予定でございますので、どうぞ辛抱のほど、よろしくお願い申し上げます。事務局よりお願いいたします。

2. 事業計画の進捗状況及び点検・評価について

・事務局

ありがとうございます。それでは点検・評価シート、点検・評価結果についてご説明させていただきます。

現行の第2期子ども・子育て支援事業計画は、令和2年度から6年度までの5年間の計画期間となっております。現行の事業計画の策定にあたりまして、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の現況の利用状況を把握すると共に、利用希望調査としてニーズ調査等を行い、これらを踏まえて教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを推計し地域の実情に応じて事業計画期間内における具体的な目標設定を行ってまいりました。そしてこの東久留米市子ども・子育て支援事業計画は、毎年度、基本事項の幼児期の教育・保育施設、地域子ども・子育て支援事業に係る利用状況、施設の確保方策の進捗状況等の実績を中心に取りまとめまして、点検・評価という形で東久留米市子ども・子育て会議の皆様の意見を聴取しながら進めております。今回ご説明する点検・評価シートについては第2期計画の令和5年度分の点検・評価ということになります。

それでは、シートの内容についてご説明させていただきます。お手元に資料1-1 東久留米市子ども・子育て支援事業計画 令和5年度進捗状況 点検・評価結果をご用意ください。まず、これらの資料の概要及び全体に関して説明させていただきます。その後それぞれの事業につきまして事業の所管課から説明させていただきたいと思っております。

東久留米市子ども・子育て支援事業計画点検・評価シートの一例として、利用者支援事業に関する事業の点検・評価シートをもとにご説明させていただきます。5ページをお開きください。各事業所管課におきまして確保方策、実績、実績の内容、所管課による評価を記載しまして、実績について分析・評価を行い、この評価に基づきまして継続して実施することについて課題があるようであれば、その課題の解決方法について次年度以降の方向性でお示しをしています。それぞれ、極力重複しないようにしながら記載をしているところでございます。この中の確保方策というのは、第2期計画で5年前に策定した内容を令和2年から6年度まで記載しているものです。実績は各年度の確保方策に対する事業の実績、年度毎にこの実績と確保方策の比較を行うことで事業計画自体の進捗状況を点検・評価していくといった作りの表となっております。以上が点検・評価シートの内容についての説明でございます。

続けて、各事業のシートについてご説明したいと思います。説明の流れは、最初に幼児期の教育・保育の提供体制の確保についてご説明し、その後、13事業の地域子ども・子育て支援事業についてご説明を進めていきます。まず、幼児期の教育・保育の提供体制の確保で1つのブロック。13事業につきましては、子育て支援課と健康課所管の事業で1ブロック。児童青少年課所管の事業で1ブロックと全部で3つのブロックに分けて、説明を進めたいと思っております。基本的に各事業の担当者から、事業名、確保方策、実績、所管課による評価を説明していきたいと思っております。

では最初のブロックに入ります。幼児期の教育・保育提供体制の確保について、説明を進めますので、資料の1ページをご覧ください。

・事務局

それでは、1ページ目から順を追って説明申し上げます。1号認定及び2号認定ということでこちらは主に幼稚園の内容でございます。確保方策は令和5年度1832人に対し、実績は1430人でマイナス402人でございます。実績の内容につきましては、幼稚園及び認定こども園について従来制度幼稚園が3園、新制度幼稚園が1園、新制度の幼稚園型認定こども園が2園で、確保方策の実績は合計で1430人となりました。なお、実利用数については1213人となりました。所管課による評価としましては、確保実績が減少しておりますが提供体制については充足していると考えております。次年度以降の方向性としてしましては、1号認定及び2号認定のうち幼児期の学校教育の希望が強い保護者のニーズに対しては、今後とも幼児期の教育施設または従来制度幼稚園において確保に努めてまいります。

・事務局

続きまして2ページ、保育園の2号認定でございます。確保方策は令和5年度1274人に対し、実績は1308人でプラス34人でございます。実績の内容につきましては、認可保育所、認定こども園、認可外保育施設における2号認定児の保育でございます。所管課による評価としましては、定員変更により、確保方策、実績ともに減少しておりますが、確保方策を達成することができ、提供体制については充足していると考えております。次年度以降の方向性としてしましては、今後も保育需要の動向に注視しながら提供体制の確保に努めてまいります。

続きまして3ページ、3号認定の0歳児でございます。確保方策は令和5年度256人に対し実績は245人で、マイナス11人でございます。実績の内容につきましては、認可保育所、地域型保育施設である小規模保育施設及び家庭的保育施設、認可外保育施設での0歳児保育となります。所管課による評価としましては、確保方策に対する実績は、対前年度比で9人減少しておりますが、見込みを概ね満たすことができました。次年度以降の方向性としてしましては、今後も保育需要の動向に注視しながら、提供体制の確保に努めてまいります。

次に4ページ、3号認定（1・2歳）です。確保方策は、令和5年度939人に対して、実績は961人でプラス22人でございます。実績の内容につきましては、認可保育所、地域型保育施設である小規模保育施設及び家庭的保育施設、認可外保育施設での1、2歳の保育となります。利用実績につきましては、弾力化の対応もあり、982人となっております。所管課による評価としましては、確保方策に対する実績は対前年度比で5人分減少しましたが、確保方策を達成することができ提供体制については充足していると考えています。次年度以降の方向性としてしましては、今後も保育需要の動向に注視しながら提供体制の確保に努めてまいります。

・事務局

最初のブロックにつきましては以上となります。

・会長

所管課からの説明がございました。ここまでのところで何かご質問等ございましたら、挙手にてお願いいたします。このあたりは幼稚園のことをメインでお話されているので、〇〇委員いかがですか。

・委員

少子化が進んでいくので、今後も確保方策に対して実績が毎回概ね充足する見込みは立つと思いますので、次年度以降の方向性についても保育動向に注視しながらどうやっていくのかが見えるといいんじゃないかなと思います。提供体制はもちろん確保していくんだけど、動向に注視するともう明らかに減っていくことが見えていることを踏まえて、どう対応していくのかを検討していただけるといいと思います。以上です。

・会長

所管課からの今後の方向性として、保育事業の動向に注視しながら提供体制の確保に努めていく、というコメントをお示しいただいたんですけれども、事務局の方から何か具体的なことがあれば、お答えいただければと思います。

・事務局

1号、2号及び3号と、今ご説明をさせていただいたところで、本市においては、今年度の4月当初、また昨年度の4月当初、保育待機児童は0、というところで、一部確保方策が実績を下回っているような状況ではあるんですけれども、保育のところであれば、待機児童については0という状況がある中で、この後、次期計画の量の見込みについてご説明させていただくんですけれども、それに対応した提供体制をどのように設定していくかという、検討を進めていくことになると考えております。

・会長

ありがとうございます。他にどなたかご意見ございますか。もしなければ一旦進めさせていただいて、またご意見があればお願いしたいと思います。それでは事務局、お願いいたします。

・事務局

それでは続きまして、2つ目のブロック、子ども・子育て支援事業に関する事項、13事業に関するシートの説明をさせていただきます。13事業はどんな事業だったか振り返る意味で、資料1-2を付けさせていただいておりますので、これを見ながらお聞きいただけたらと思います。ここでは、子育て支援課の所管事業と、健康課の所管事業を合わせて、ご説明させていただきたいと思います。まず、利用者支援に関する事業からです。5ページをご覧ください。

・事務局

それでは、利用者支援に関する事業につきましてご説明させていただきます。本事業につ

きましては昨年度まで子育て支援課の方で所管しておりましたが、本年度よりこども家庭センターで所管しておりますので、私の方から説明をさせていただきます。

まず、確保方策の表をご覧ください。令和5年度の確保方策につきましては2ヶ所、実績が2ヶ所で、その差は0となっております。次に所管課による評価です。まず特定型についてでございます。子育て中の親子や妊婦等が、保育に関する施設あるいは地域の子育て支援事業の中から、必要な支援を選択して円滑に利用できるように、支援を実施する特定型として一定の機能を果たしている、というふうに考えております。次年度以降の方向性といたしまして、特定型としましては令和6年度よりこども家庭センターでの実施となりましたが、引き続き子育て支援等に係る施設や、事業の情報について積極的な収集・提供を継続して実施し、ニーズに応じた相談・助言を行い、より利用者との施設・事業のマッチングに努めていくとともに、関係機関との連絡調整を進めていく予定でございます。

・事務局

次に、同事業の母子保健型についてでございます。平成30年度より、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目ない支援を関係機関と連携しながら行う、利用者支援事業、母子保健型を開始しました。妊婦面接により、ハイリスク妊婦を早期に把握し、関係機関と連携しながら、早期支援に繋がっています。また妊婦や乳幼児の健康や、育児等の相談を随時受け、保健指導や助言を行い、必要に応じて関係機関と連携しながら支援を行っております。課題の多い家庭に対してはケース検討会議を行い、関係機関と支援の方針について検討を行っております。所管課による評価といたしましては身近な相談窓口として機能し、随時相談を受けられることで、妊婦や保護者の不安を軽減すると共に、孤立化予防にも繋がっていると考えています。また、妊娠早期からの相談支援として妊婦全数面接を行っており、令和5年度の妊婦全数面接の実施率は84.1%と、前年より6.7%増加いたしました。令和5年1月から開始した、出産・子育て応援交付金事業において、妊婦面接を受けることが妊娠期のギフトカードの申請要件になっていることや、オンライン面接を希望する妊婦が増えていることなどが増加要因と考えられます。次年度以降の方向性といたしましては、こども家庭センター開設に伴い、母子保健型からこども家庭センター型へ変更になることを踏まえ、こども家庭センターとの連携強化を進めてまいります。

・事務局

続きまして6ページ、時間外保育事業（延長保育事業）でございます。令和5年度の確保方策は1103人に対して、実績は1134人で、プラス31人でございます。実績の内容につきましては、認可保育所、小規模及び家庭的保育施設によって実施いたしました。利用実績人数につきましては、1073人でございます。所管課による評価としましては、確保方策における実績の充足度などから見ますと、保育ニーズに対応した事業は実施できていると考えております。次年度以降の方向性としましては、今後も保育需要の動向に注視し、提供体制の確保に努めてまいります。

次に、11ページをご覧ください。病児保育事業でございます。令和5年度の確保方策は880人日に対して、実績が956人日で、76人日プラスでございます。実績の内容といたしましては、開所日数の実績により956人日分となっております。所管課による評価と

しましては、病気の回復前や回復期にある子どもを、集団保育が困難な時期に保育することで、保護者の子育てと就労の両立を支援するとともに、児童の健全な育成に寄与しており、十分な確保ができていると評価しております。次年度以降の方向性としてしましては、提供体制が確保されており、現行の事業実施により対応できておりますが、今後はより積極的に事業周知を図ることで、本事業に対する保護者の認知度向上に努めてまいります。

・事務局

続きまして13ページ、幼稚園の一時預かり事業になります。令和5年度の確保方策は81370人日でございまして、実績が89230人日で、プラス7860人日でございます。実績の内容といたしましては従来制度幼稚園3園、認定こども園2園と、新制度幼稚園1園で89230人日となっております。所管課による評価としてしましては、幼稚園及び認定こども園における預かり保育または一時預かりは、原則として当該在園児を対象として、教育時間の前後または休業日に行われております。これらは、幼稚園、認定こども園を希望する就労等をしている保護者のニーズに応えるものであり、当初の確保方策の見込みを満たすことができました。次年度以降の方向性としてしましては、今後とも本事業に係る需要の動向に注視しながら施設と連携し、供給量の確保に努めてまいります。

・事務局

次に14ページ、保育園の一時預かり事業になります。確保方策は28060人日に対して、確保実績が24735人日で、マイナス3325人日でございます。一時預かり事業についてのみ、ご説明いたします。確保実績の内容といたしましては、公設民営園2園と、私立園9園で、24735人日となっております。所管課による評価につきましては、保護者の傷病・入院等への対応や、育児等に伴う負担軽減等のための事業でございます。確保実績は当初見込みを下回ったものの、各園の取り組みにより、一定の成果はあるものと考えております。次年度以降の方向性としてしましては、前年度よりも利用実績が増加したものの、確保量に比べ利用実績が大幅に下回っている状況でございますので、引き続き需要の動向に注視しながら、施設と連携し、供給量の確保に努めてまいります。

・事務局

20ページをご覧ください。実費徴収に係る補足給付を行う事業についてでございます。実績については、利用実績55人でございます。所管課による評価としてしましては、低所得者世帯の児童の教育・保育の利用が図られるよう、この事業において保護者の負担は一定程度軽減が図られているものとして、評価できると考えております。次年度以降の方向性としてしましては、引き続き事業を実施してまいります。

次に、21ページでございます。多様な主体が子ども・子育て支援新制度に参入することを促進するための事業についてでございます。実績については、利用実績4人でございます。所管課による評価としてしましては、幼児教育・保育の無償化の認定を受けていない世帯のうち、「東久留米市地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業」の対象施設を利用している、幼児の保護者に対する補助を行う本事業を通じて、地域において重要な役割を果たしている多様な集団活動の確保に、一定程度効果を発揮して

いると考えております。次年度以降の方向性としましては、対象施設を利用する保護者の負担軽減により、地域において重要な役割を果たしている多様な集団活動の確保が図られるよう、引き続き事業を実施してまいります。

・事務局

続きまして、健康課所管事業についてご説明いたします。8ページをご覧ください。乳児家庭全戸訪問事業です。確保方策としましては、実施体制が健康課の保健師10名と、ひがしくるめ助産師会所属の助産師が5名です。実績をご覧ください。生後4ヶ月までの乳児のいる家庭を訪問し、親子の心身の状況及び養育環境の把握、並びに育児等に関する助言を行いました。訪問対象数は662件、それに対しまして訪問数が660件、訪問率が99%となりました。所管課による評価といたしましては、訪問率は昨年度より3%増加しております。一部、出生後の入院が長期に及んだり、海外出産等で訪問が実施できないケースがあるため、訪問率100%達成は難しい状況です。サポート不足による母子の孤立、産後鬱や養育困難など、問題が複雑化しているケースも多く、本事業を行うことにより家庭の養育状況の把握、早期からの支援に繋がっていると考えます。また、長期里帰りケースについては、里帰り先に訪問依頼をするとともに、電話等で状況把握・相談を受けるなどのフォローを実施しております。次年度以降の方向性としましては、こども家庭センターとの連携を強化し、要支援家庭の早期把握と切れ目のない支援に努めてまいります。

続きまして16ページ、妊婦に対して健康診査を実施する事業（妊婦健診）です。都内の委託実施医療機関に委託し、妊婦検診を行っております。実績としましては、妊娠届け出をされたときに妊婦健診受診票14回と、超音波検査4回分、子宮頸がん検診1回分、計19枚の受診票を発行し、都内委託医療機関にて妊婦健診を実施しております。さらに、里帰り等で都外の医療機関や助産所で妊婦健診を受診された方に対しては別途助成を行い、妊婦健康診査の充実を図っております。妊婦検診票の配付件数は、602件×19回分の枚数、受診総数といたしましては、8918回分です。所管課による評価といたしましては、妊娠届け出後に、市外転出や流産等で妊婦健診票を使用できない妊婦が一定数存在するものの、妊婦の健康の保持・増進を図り、安心・安全な出産に資する事業として、機能していると考えております。次年度以降の方向性としましては、重要な事業であるために、継続実施していきます。また令和6年度中には、都内委託助産所でも、妊婦検診票が利用可能となる見込みとなっております。健康課所管事業の説明は以上でございます。

・事務局

第2ブロックのご説明は以上になります。

・会長

ありがとうございます。冒頭申し上げました通り、数字等に関して丁寧に全てご説明をいただいている関係上、少し長くなつてはございますが、第2ブロックのところで何かご意見やご質問等、ございますでしょうか。

・委員

質問なんですけれども、13ページを例にしますが、確保の実績が89230人日で、実際の利用実績が33272というご説明だったと思うんですけれども、この見方として実績のところは人日と書いてあるんですけれども、これはその分の予算はとってあって、それに対して半分、これは予算に換算できるものなのかな、というのが質問です。その分の予算を使わなかった、半分以下だったということなのかなという質問です。

・事務局

予算との関わりについてというご質問だと思うんですけれども、予算については基本的に、これは他の事業もそうなんですけれども、これまでの実績ベースで予算要求をさせていただいておまして、仮にそれを超えるような状況になった場合には、年度の途中で補正予算という形で、上回るような実績が想定されるような場合には、新たに予算を組んで、対応していくというやり方をしております。

・委員

この13ページの例に関しては、確保した予算を使わなくて無駄になってしまったということではない、ということですか。

・事務局

確保方策というのは、幼稚園や認定こども園で用意している枠みたいなものです。予算については、この表で言う実績の内容等の実績ベースで確保しております。

・委員

ありがとうございます、理解できました。

・会長

他にはいかがでしょうか。ご質問やご確認でも結構ですけれども。

・委員

評価と方向性がマッチしていないんじゃないかな、と思いました。例えば、7ページの所管課による評価の下から3行目に、昨年度と比較して保護者の育児疲れによるレスパイトでの利用が減少しており年間利用延べ人数が減少しているとありますが、これは課題だと思います。育児疲れによると断定したならば、来年はこの育児疲れを何とかしてあげないと実績に結びつかないと思いますが、次年度の方向性の中に育児疲れを解消するような何かは入っていないように思います。同じように5ページをご覧くださいますと、所管課による評価の1番下に、妊婦面接が妊娠期のクーポン申請の要件となっていることが増加の一因ということで、これがいいことなのか想定外のことだったのかは、ちょっと分かりかねるんですが、増加したからこれを来年も継続していくのか否か、ということが、今後の方向性に入ってくるのではないかなと思うんですが、今後の方向性のところを見ると、連携強化になっています。これだけ大きな変化を与えるのであればこれをどうしていくのかを述べるべきではないかな、という印象を受けました。

・事務局

7ページの保護者の育児疲れによるレスパイトの利用が減少しておりというところですが、このショートステイ利用の主な要因のほとんどが、保護者の育児疲れになっております。そのため、令和4年度と比較すると利用延べ人数が減少しているのです、レスパイトの保護者の方が減っている、と表現しております。この育児疲れに関して、令和6年度は子供の家が今まで小学生までの利用だった対象を高校3年生まで拡充しております、もう1つナザレットの家という乳児院と契約を結んで、生後57日から3歳児までの対象を拡充しているところです。ですので、令和6年度からはこれまで1歳半からしか利用できなかったところが生後57日から利用ができ、中学生・高校生が利用できなかったものが拡充されている、という形になっております。

・事務局

少し補足させていただきますと、この事業に関しましては元々、出産・病気等の理由で、子どもの面倒を見られないときに一時的に子どもをお預かりする、もしくは育児疲れのお母さんのために一時お子さんをお預かりして気分転換をしてもらう、リフレッシュしてもらうというのが目的の事業ですので、そもそも実績が上がることを目指す指標ではないということ、補足させていただきます。

・事務局

5ページについてご説明させていただきます。ご指摘ありがとうございました。実は令和6年度から、こちらの出産・子育て応援交付金事業がこども家庭センターの方に事業移管をされた関係で、こちらの利用者支援事業の母子保健型がこども家庭センター型に変わると、先ほどもご説明させていただいたんですけれども、そういうことを全体的に包含したような形で、連携強化と記載をさせていただきました。わかりにくい表記で申し訳ございませんでした。

・会長

ただいまのご説明でわかりましたか。

・委員

ありがとうございます。そうするとこの事業の中に実際にはいくつかの取組があって、取組の内容を充実していったり、取組そのものは変わらないけれども、関係機関間で各課の連携を強化していくことで充足していく、というように理解しました。

・会長

今、センター長の方からもありました通り、数字が減ったから良かったとか、増えたから良くなかったとか、簡単に決められるものではないと、いくつかの背景もあるというお話でした。この後また第3ブロックに入っていきますが、所管課の方で、その辺りも少し考えていただいて、ご説明いただければと思います。では一旦、2ブロックの方はこれで終わりに

させていただいて、第3ブロックのご説明をお願いいたします。

・事務局

最後のブロックになります。次のブロックでは児童青少年課の所管事業について、ご説明をさせていただきます。まず、子育て短期支援事業からご説明いたします。よろしくお願いいたします。

・事務局

それでは、子育て短期支援事業（ショートステイ）についてご説明いたします。7ページをお開きください。令和5年度の確保方策が、730人日です。それに対する実績が730人日です。実績の内容につきましては、保護者が出産や病気等で子どもの養育が一時的に困難なときなどに、委託先である児童養護施設にお子さんを預けることで、その家庭への養育支援を行っております。確保方策に対する実績といたしましては、1日当たりの定員が2名×365日で730人日になっております。年間の利用は延べ564人日でした。所管課による評価といたしましては、家庭において養育を受けることが一時的に困難になったお子様に対して、宿泊を含め市が委託する児童養護施設に預けられる事業体制ができております。また、年間利用者数は確保方策に対する実績で十分に賄われておりまして、必要な支援が実施できていると考えております。昨年度と比較し、年間利用延べ人数が減少しておりますが、制度が必要な家庭に対して事業の周知が図られていると考えております。次年度以降の方向性としていたしましては、令和6年度より子供の家はこれまで小学生までだった利用対象を高校3年生世代まで拡充し、新たにナザレットの家と契約を行い生後57日から3歳児までを対象として受け入れの拡充を行っております。委託先とも連携が円滑に図られておりますので、今後も同様に事業を継続していきたいと考えております。

それでは9ページ、養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会 その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業について、ご説明いたします。確保方策のところ、実施体制は子ども家庭センター職員になります。実施機関は東久留米市子ども家庭支援センターになります。実績は、家庭における安定した養育が実施できるように、養育について支援が必要な方に対し、専門職が訪問し具体的な育児に関する助言・指導、その他必要な相談・支援を実施しております。令和5年度は697件実施いたしました。また必要に応じて、養育支援ヘルパーの派遣を行っておりまして、令和5年度は67件実施いたしました。要保護児童対策地域協議会においては、実務者会議を年4回、代表者会議を年1回開催いたしました。所管課による評価といたしましては、母子保健活動や、乳児家庭全戸訪問事業等と連携しながら、育児相談、助言・指導等の支援を行っており、対象となる家庭に対して養育技術の提供や、育児不安の解消について効果を上げていると考えております。養育支援ヘルパーの派遣数は、昨年度は減少しているものの、支援を必要とする家庭は増加傾向にあると考えております。次年度以降の方向性としていたしましては、専門相談支援については関係機関との連携を強化し、研修等により担当職員の養成を継続していきます。また、事業の周知に努め、育児支援ヘルパーを必要とする方の利用に繋げていきます。

引き続き10ページ、地域子育て支援拠点事業について説明いたします。令和5年度確保方策が2ヶ所で、実績が2ヶ所になります。実績の内容といたしましては、地域子育てひろ

ば上の原と、地域子育て支援センターはこぶね館で、就学前の子どもとその保護者が集まり、一緒に遊びながら交流するふれあいの場を提供するとともに、子育てに役立つ情報提供等を行っております。また、子育てに関する悩みの相談を随時行っております。施設の利用者数は、地域子育てひろば上の原に関しては、5770件でございます。地域子育て支援センターはこぶね館では、1093件となっております。所管課による評価といたしましては、子育て中の親子の交流、親にとっての学びや情報交換、子育て相談など、気軽に利用できる地域の子育て支援拠点として、機能していると考えております。新型コロナウイルス感染症が落ち着いた影響で、地域子育てひろば上の原は利用者が減少しており、地域子育て支援センターはこぶね館は利用者数が増加しておりますが、引き続き乳幼児と保護者向けの行事と、周知を行い、乳幼児連れの親子が安心して遊べるひろばとして、また利用者の身近な相談窓口として、市民に認識してもらうよう考えております。次年度以降の方向性といたしましては、現行の事業により、対応できていると考えております。今後も市民の方への周知を行って、既存の施設が有効に活用できるようにしていきたいと思っております。

・事務局

続きまして12ページをご覧ください。子育て援助活動支援事業（ファミリーサポートセンター事業）でございます。確保方策といたしましては、令和5年度は1702人日に対しまして、実績は1134人日で、マイナス568人日でございます。実績値につきましては、サポート会員、両方会員の合計の数値に、1人当たりの年間活動件数23件をかけまして、そのうち就学児の割合を3分の1とし、算出した数値でございます。所管課による評価といたしましては、サポート会員及び両方の会員の会員数が増加しなければ、確保方策の数値を達成することは難しい状況ですが、サポート会員は減少している状況にあります。サポート会員の確保のため、事業の説明や事業周知のためのイベント等を開催し、事業周知を継続していく必要があると考えております。次年度以降の方向性といたしましては、サポート会員1人当たりの年間活動件数、サポート会員数、及び両方会員数について、ニーズを注視し、提供体制について検討してまいります。

続きまして14ページをご覧ください。こちらはファミリーサポートセンター事業の、就学前児童の一時預かり事業でございます。令和5年度の確保方策としましては、1863人日に対しまして、実績が2269人日で、プラス406人日となっております。こちらにつきましても、サポート会員と両方会員の合計の数値に、1人当たりの年間活動件数23件をかけまして、そのうち未就学児の割合を3分の2として算出した数値でございます。所管課による評価といたしましては、確保方策の数値は達成いたしましたが、サポート会員は減少している状況にあります。サポート会員を確保するため、事業説明や事業周知のためのイベント等を開催し、事業周知を継続していく必要があると考えております。次年度以降の方向性といたしましては、サポート会員1人当たりの年間活動件数、サポート会員及び両方会員についてニーズを注視し、提供体制について検討してまいります。

続きまして17ページをご覧ください。放課後児童健全育成事業（学童保育）でございます。令和5年度の確保方策は全地区で1385人、実績につきましては1325人で、マイナス60人でございます。地区別の内訳を、次ページ以降にお示しさせていただいております。確保方策の実績といたしましては、特別教室等の活用に関する規定を取り交わし、特別

教室等を借用し、所舎と特別教室等の運用により確保に努め、放課後児童健全育成事業の全地区合計の実績は、1325人となりました。所管課の評価といたしましては、第十小地区、本村小地区においては、確保方策を下回る確保実績で利用者に対応することができたことから、確保実績が確保方策に届かない結果となりました。令和6年3月末時点で、待機児童は生じておりません。なお、令和5年4月に第五小地区、第七小地区、小山小地区、南町小地区で待機児童が発生したものの、9月に第五小地区及び第七小地区、10月に南町小地区、令和6年3月に小山小地区で、解消をしております。次年度以降の方向性といたしましては、小学校施設、放課後に学童保育所として活用できる特別教室等の借用等により、量の見込みに対応する提供体制の確保を目指してまいります。以上でございます。

第3ブロックの説明は以上となります。

・会長

ありがとうございます。以上で全ブロック終わったことになりましたが、振り返りも含めて、第1ブロック、第2ブロックと、ただいまご説明があった第3ブロックも含めて、何かご意見やご質問等、ございますか。

もしなければ私の方から1点希望なんですけれども、例えば9ページの話で先ほども言いましたが、数が下がったから良かったとか、悪かったとか、そういう問題でもないと思うんですよね。例えば数が上がったというのは、話しやすい環境が整った、という理解もできますし、数字そのものの見方は、非常に難しいというのは先ほど申し上げた通りです。実績内容のところで、実際に行動したことはまあそうだろうなとわかるんですけれども、どうのご相談があった、みたいなことが少しでも書かれていると、令和4年から5年度に向けてとか5年度から6年度に向けて相談内容が変わってきたんだな、といった形で、追えるかと思えます。単純にやったことは、前提として必要だとは思うんですけれども、そういった可能な限り知り得ることができるものは、何か書かれてもいいんじゃないかな、と思うんですけれども。皆さんいかがでしょうか。私はそのような感想を持ちました。

・委員

同感です。具体的にこういう相談があったんだと分かったら、イメージが沸きます。

・会長

そうですね。例えば、コロナ禍ではこういう相談があったけれども、明けてからは相談の内容が変わりましたよ、みたいなことが書いてあると良いと思うんですけれども。データは持っていらっしゃると思いますが、いかがでしょうか。

・事務局

今後そのように出来るように、検討していきたいと思えます。

・会長

ぜひ、積極的に取り入れていただきたいと思えます。委員の皆様も、そのように理解していただいたと思えますので。あまり難しいことではないと思うんですが、やはりトレンドを

押さえておくというのは、結構大事なポイントかと思っております。他にいかがですか。

・委員

9ページのところで、所管課による評価のところでは養育支援ヘルパー。その上の実績の内容とかもB 養育支援ヘルパーとなっていますが、次年度以降の方向性のところだけ、育児支援ヘルパーとなっていますが、これは何か違いがあるのでしょうか。

・事務局

同じ意味です。文言を合わせるようにします。すみませんでした。

・委員

それから10ページのところなんですが、これは前にも同じような質問をしたと思うのですが、Aの地域子ども家庭支援センター上の原と、Bの地域子育て支援センターはこぶね館は、何がどう違うのでしょうか。所管課の評価にそこの違いは書いてはいないんですけども、利用者数が上の原は減って、はこぶね館は増加しているのは、なぜなのでしょう。

・事務局

はこぶね館の現象に関しては、コロナが明けて利用者数が増えていっていると分析しているところです。

・委員

ではなぜ、上の原は減っているんですか。

・事務局

上の原の職員に聞いたところによると、コロナが明けて、他に行くところの選択肢が増えていると、分析しているところだそうです。

・会長

ちょっとよろしいですか。例えば令和4年度の7600人というのが本来の数よりも多く、むしろ令和3年度や令和2年度のところが適正で、令和4年度のときは、行くところがなかったからここに来るようになったのではないかと推測される、と私は理解しましたが、合っていますか。

・事務局

はい、おっしゃる通りでございます。

・会長

そうすると、Aはそれで理解できるんですけども、Bに関しては、どのように理解をすればよろしいですか、というのが〇〇委員のご質問だと思いますが。

・委員

はこぶね館は、増加とはいっているんですが、数字的には上の原に比べると、元々の母数が少ないので、これを増えたと評価してもいいものかどうかというのは、ちょっと疑問には思います。

・事務局

そうですね。横ばいといいますか、数的にはそういう形なのかなと思います。

・会長

でもそうすると、令和2年度を見ると、6000に対して580となると、Aはあまり変わらないのに、Bは3年で倍近くに増えているというのは、おそらくこれだけの人数を、まず回せるかどうかの問題もあるかな、と思うんですけれども。そのあたりは、特に職員の問題とかは、大丈夫そうなんでしょうか。

・事務局

はい。職員の配置に関しては問題ないと感じております。

・会長

〇〇委員よろしいですか。他にいかがですか。今の発言のようにこの数値の背景を、というところも非常に重要な示唆だと思いますが、よろしいですか。

今日はまだもう一つ非常に大事な「量の見込み」がこの後控えておりますので、まずは次第3に移らせていただいて、その後また何かございましたら、ご意見いただければと思います。

それでは次第3「提供区域の設定と量の見込みと実績の比較一覧と補正の考え方」について、です。よろしく願いいたします。

3. 「提供区域の設定と量の見込みと実績の比較一覧と補正の考え方」について

・事務局

それではまず、教育・保育の提供区域の設定についてご説明させていただきます。国の基本指針によりますと、市町村は地理的条件や、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況、その他条件を総合的に勘案して、地域の実情に応じて、保護者や子どもがお住まいから容易に移動することが可能な区域を定める必要があります。当市の区域の設定につきましては当市は比較的にコンパクトなまちであり、市内の移動を困難にする地域的条件も特になく、現状の利用実態に即しているため、計画と実績との乖離が少ないこと、市全体の広域的な観点で効率的な施設整備が図れ一時的な需要の増減に対して柔軟な対応ができ、かつ合理的な需給バランスの調整ができる等の理由から、これまでの第一期、第2期計画において、市内全域を1つの区域として設定をしてきたところでございます。これを踏襲いたしまして、第三期の計画についてもこれまでと同じく、市内全域を1区域として設定をしたいと考えています。ただし、「放課後児童健全育成事業」に関しましては、基本的には通っている小学校に併設された学童保育所を利用する形となっているこ

とから、学童については各小学校区を提供区域としていきたいと考えております。

それでは、量の見込みと実績の比較一覧と補正の考え方についてご説明を始めたいと思います。前回5月29日のこの会議におきまして、第三期子ども・子育て支援事業計画策定に向けて、ニーズ調査の結果をもとに算出した量の見込みの速報この考え方について説明させていただきました。前回申しあげました通り、国の手引きに従って算出した数値そのままですと、項目によっては利用実績や実際のニーズとの乖離が大きく出る場合があることから、より東久留米市の実情に沿った量の見込みを考えていくにあたり、最新の利用実績の数値、先ほどの点検・評価で示したような実績の数値との比較を、行わせていただきました。それをまとめたものが、本日お配りしております、資料2「子ども・子育て支援事業の状況比較一覧」となっております。資料2の、左から対象事業、最新の令和5年度の確保実績、利用実績、その右側に令和7年度の量の見込みを書かせていただいております。また、一番右の列には量の見込みの算出にあたっての考え方について記載もさせていただいております。また、資料3、A3の大きな資料ですけれども、第三期子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」につきましては数字の精査と補正を行いまして、その後5年間の最新の案として提出させていただくものでございます。この数値の補正に当たりましては、利用実績と算出された量の見込みにどれだけ差異があれば乖離していると捉えるのか、国からは具体的な数値は示されていないんですけれども、平成29年度に行われました子ども・子育て支援事業計画の中間見直しの際に、見直しの要否の基準として、実績値が市町村計画における量の見込みから10%以上乖離がある場合には原則として補正した方が良く、と示されておりましたので、今回の補正の考え方についてはその基準に従って補正をしていくことといたしました。

補正の方法につきましては、原則として国が示しております算出の手引きに記載されている方法を用いて、補正を行わせていただきました。簡単にですけれども、どういうふうに補正をしていったのかというのを、具体的にお示しをしながらご説明いたしますので、資料3をご覧ください。第三期子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の、教育・保育の量の見込みをご覧ください。その中の令和7年度の枠でございます。この人口推計の合計数値は4669人となっているところを、上の段、1号、2号、3号認定の量の見込みを足しますと、3668人となります。そうすると分母の4669人に対して、施設の利用が3668人ということで、需要は78.56%と計算されるところです。ここで、お手元に置いてあります分厚い黄色いファイルの中に、ニーズ調査報告書が挟み込んであります。付箋を今回付けさせていただきましたが、28ページを御覧ください。今の表に対応するところになるんですけれども、幼稚園や保育園などの定期的な利用状況を問う設問のアンケートの結果です。回答者1042名のうち、82.8%が利用しており16.5%が利用していないという、ニーズ調査の結果になります。こちらを年齢別で見ると、0歳では32.5%、1歳では73.3%、2歳では83.1%が、保育園等の施設を利用しているというニーズ調査の結果です。

次に、資料2をご覧ください。子ども・子育て支援事業の状況比較一覧です。教育・保育事業の(1)から(4)までの、2023年、令和5年度の利用実績が、合計で3790人です。一方、市民課が発表している0歳から5歳までの人口は、令和6年4月1日で、4771人です。逆算しますと79.44%の方が、幼稚園や保育園を利用し

ているのが実態ということになります。3歳以上では97%が幼稚園・保育園、0歳から2歳までは57%の利用というふうには、同じように計算をされます。これが、ニーズ調査では82%、実態として生数字では79%と、若干のポイント数で差が出てくることから、補正をかけていったということです。育休等を利用してしまし、制度も拡大していく中で、家庭で子育てしている方が一定程度いらっしゃるため、量の見込みの合計は人口の推計よりも少なくなるという形で、補正がされているものになります。

それでは量の見込みの算出方法について、資料2を基に、それぞれの所管から見込みの考え方について、ご説明をさせていただきます。

・事務局

それでは、子育て支援課に関する量の見込みについて、ご説明をさせていただきます。まず、状況比較一覧の一番上、1号、2号の量の見込みについて、ご説明をさせていただきます。1号認定（3～5歳学校教育のみ）は、幼稚園・認定こども園、2号認定は幼児期の学校教育の利用希望が強い、ということをございますけれども、認定こども園で保育要件のある方、また2号認定（上記以外）は、保育園を利用される3～5歳児となっております。今回お示ししております、令和7年度の量の見込みといたしましては、1号認定（3～5歳学校教育のみ）が1050人、2号認定（幼児期の学校教育の利用希望が強い）が169人、2号認定（上記以外）が1229人となっております。見込み量算出の考え方といたしましては、ニーズ調査をもとに、国の手引きに基づいて算出した、1号認定、2号認定、教育希望、2号のそれ以外、の合計につきましては、これまでの実績との乖離はあまりございませんが、内訳については、利用実績と乖離が見られたため、第2期の計画期間、令和2年度から令和5年度の利用実績を踏まえ、実績ベースで見込みの合計を按分することにより、補正をしております。

次に3号認定で、保育施設等を利用される0歳児の見込みについてでございます。令和7年度の量の見込みといたしましては、236人となっております。見込み量の算出の考え方といたしましては、補正前の見込みと、これまでの実績との乖離が大きいことから、第2期の計画期間、令和2年度から令和5年度の補正前の見込み、これは、今回も同様にニーズ調査をもとに、国の手引きに基づき算出したものでございますが、この補正前の見込みと、利用実績との比率の平均を、7年度以降に適用することにより、補正をしております。

次に、3号認定で保育施設等を利用される1～2歳児の見込みについて、でございます。令和7年度の量の見込みといたしましては、3号認定の1歳が462人、2歳が522人となっております。見込み量算出の考えといたしましては、補正前の見込みと実績との乖離があることから、計画の初年度となる7年度の見込みの数値を、直近の利用実績を踏まえて設定し、以降は国の手引きに基づき算出した、見込みの増減率を適用することにより、補正をしております。

次に、時間外保育事業についてでございます。令和7年度の量の見込みといたしましては、1068人となっております。見込み量の算出の考え方といたしましては、補正前の見込みと実績との乖離があることから計画の初年度となる7年度の見込みの数値を直近の利用実績を踏まえて設定しまして、以降は国の手引きに基づき算出した見込みの増減率を適用することにより補正しております。

次に、一時預かり事業の幼稚園型について、でございます。令和7年度の量の見込みといたしましては、1号認定が2612人日、2号認定が50957人日となっております。直近4年間の実績に波があることから、7年度の数値を第2期の計画期間、令和2年度から令和5年度の利用実績の平均値を踏まえて設定し、以降は国の手引きに基づき算出した、見込みの増減率を適用することにより、補正しております。

次に、一時預かり事業の幼稚園型以外、保育所について、でございますが、令和7年度の量の見込みといたしましては、7957人日となっております。見込み量の算出の考え方といたしましては、補正前の見込みと実績に大きな乖離があることから、計画の初年度となる7年度の見込みの数値を、直近の利用実績を踏まえて設定し、以降は国の手引きに基づき算出した、見込みの増減率を適用することにより、補正しております。一時預かり事業の幼稚園型以外の数値につきましては、ファミサポのものは入っていない数値となっております。

(6) 病児・病後児保育について、でございます。令和7年度の量の見込みといたしまして、153人日となっております。見込み量の算出の考え方といたしましては、補正前の見込みと実績に大きな乖離があることから、7年度の数値を直近の利用実績、こちらはコロナの影響で直近4年の実績には波がございまして、一番利用実績があったのが令和5年度でしたので、こちらの方を踏まえて7年度の数値を設定し、以降は国の手引きに基づき算出した、見込みの増減率を適用することにより、補正しております。

子育て支援課に関わるものについては以上でございます。

・事務局

続きまして、児童青少年課に関わる量の見込みについてご説明いたします。まず、放課後児童健全育成事業につきましては、申し訳ございません。ただいま内容について精査しているところでございますので、今回はお示しすることができません。

裏面、地域子ども・子育て支援事業の(7)子育て援助活動支援事業(ファミリーサポートセンター)についてでございます。こちら利用実績と比較いたしまして、乖離がございましたため、利用実績を勘案しまして補正を行っているところでございます。活動数、過去直近3年間の増加率の平均により算出した数値を、令和7年度のニーズ量と算出いたしております。また令和8年以降、令和11年までの数値に関しましては、国の手引きにより算出した推計値、補正前のものの増減率をかけることで、合わせて推計を行っているところでございます。令和7年度の量の見込みにつきましては、表にあります通り低学年につきましては654人日、高学年につきましては28人日と、量の見込みを推計しております。以上でございます。

・事務局

最後に、こども家庭センターに関わる数字をご説明申し上げます。資料裏面の、(3)ショートステイにつきましては、先ほどもご議論いただいた通り、増加を目指すとか、減らした方がいいとか、そういう項目ではございませんので、実際の利用実績、過去4年分のところからニーズ量を推計させていただいて、449人日とさせていただいております。

(4) 地域子育て支援拠点事業につきましては、増加を目指すなければいけないと考えておりますが、実際の利用実績からニーズ量を推計させていただき、7085人回と設定させ

ていただいております。

以上3課にわたりご説明申し上げてきましたが、これが令和7年度次期計画のスタート台の数字になります。これを横展開といいますか、経年展開していったものが、資料3になります。令和7年から11年まで、人口推計の増減を基本として、見込み値を減らしたり増やしたりしている表が資料3という作りになっております。長くなりましたが、説明は以上でございます。

・会長

ありがとうございます。量の見込みは非常に重要な数値なんですけど、皆さんからご意見いただく前に、私の方から少し補足をさせていただきます。今、担当課の方からもお話がありましたように、こういった量の見込みを出すときに、誰もがドンピシャな数字は出せないもので、より実数に近い実態に近い数字を出すということを、努力されています。大事なものは、その出された数値が、毎年コロコロ算出方法が変わってしまう、考え方がガラッと変わってしまうというのは、大変よろしくない。これは、国の計算方法に、東久留米独自で補正をかけて出てきた数字です、というのが、今お話があった流れでございます。

それから、私の記憶が確かであれば5ヶ年の計画なんですけども、中間年度で一度検討する必要がありますはず。そのときに大きく乖離があったりした場合には、例えば特殊な状況、具体的に言えばコロナがあったりとかですね、そういうことがあれば、またこの数字は改めて実数値に変わってくる、実態の数字に変わってくると、解釈をしているところでございます。

ここまでのところ、特にこの量の見込みにつきまして、皆さん何かご意見等、ございますか。

・事務局

見直しについて、少し説明をさせていただきたいと思います。向こう5年間の計画を運用していく中で、必ずこの年に見直しをすると今の段階で決めているものではなくて、乖離が大きくなってきたときに、改定をするか見直しをするかというところを、中間のときにレビューをする、ということになっておりますので、改定が最初から予定されているものではないです。

・会長

ありがとうございました。皆さんいかがですか。算出方法を、こういうふうに決めました、ということなので、おそらく実態に近い数字を出していただいていることかと思いますが、その上で何か気になる数字等ございましたら、いかがでしょうか。

今、センター長からお話ございました通り、必要があればそこで見直すことも出来るということですので、それはそれでやっていただければと思いますし、なければこの数値のままです。ただ、資料3の調整中と書いてあるところにつきましては、こちらの量の見込みは早急に数値を確定していただきたいと思いますが、概ねどのぐらいで我々にも公表されるのでしょうか。

・事務局

放課後児童健全育成事業につきましては、次回の会議のときにはお示ししたいと考えております。

・会長

この後、その他で次回の日程をお示ししますが、今回は8月中に行いますので、1ヶ月後には調整したものが、確定版として入ってくるということになります。

量の見込みは、丁寧なご説明もいただきましたし、補正をかけてより実数値に近いものをお示ししていただいているので、この数値でいきたいと思いますがよろしいですか。

それから先ほどの点検・評価シートに関しましても、今後、事務局で今回の資料を基に作業を進めていただいて、整い次第公表していただければと思います。

また、今申し上げた調整中のところに関しては、頑張って調整して確定値を出していただいて、改めて皆さんにご議論いただきまして、それら量の見込みの数値を基に、各事業担当課の方で確保方策を進めていただければと思います。

それでは次に、次第4として、その他検討事項についてお願いいたします。

4. その他検討事項について

・事務局

次回の日程等についてご説明させていただきます。次回の開催は、8月29日（木）を予定させていただきたいと思っております。時間は本と同じく19時から、場所は今日と同じ市役所701で予定させていただきたいと思っております。内容につきましては、今調整中となっております、放課後児童健全育成事業も含めた量の見込み、それから確保方策の案の検討へと入っていきたいと考えております。また、次期子ども・子育て支援事業計画の事業の説明等もできたらいいなと考えているところがございます。詳細につきましては、また追ってご連絡をさせていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

5. 閉会

・会長

それでは、本日本日予定しておりました内容は全て終了しました。以上をもちまして、閉会といたします。本日も急な雨等、大変な天候の状況もありますので、どうぞ皆様、お体に気をつけてお過ごしいただければと思います。本日はどうもありがとうございました。